

開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の均等割の非課税基準について、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町税条例の一部を改正する条例

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人の均等割の非課税) 第9条の2 法の施行地に住所を有する者 で均等割のみを課すべきもののうち、前 年の合計所得金額が32万円にその者の同 一生計配偶者及び扶養親族（ <u>年齢16歳未 満の者及び控除対象扶養親族に限る。以 下この条において同じ。</u> ）の数に1を加 えた数を乗じて得た金額に10万円を加算 した金額（その者が同一生計配偶者又は 扶養親族を有する場合には、当該金額に 19万円を加算した金額）以下である者に 対しては、均等割を課さない。	(個人の均等割の非課税) 第9条の2 法の施行地に住所を有する者 で均等割のみを課すべきもののうち、前 年の合計所得金額が32万円にその者の同 一生計配偶者及び扶養親族_____ _____ _____の数に1を加 えた数を乗じて得た金額に10万円を加算 した金額（その者が同一生計配偶者又は 扶養親族を有する場合には、当該金額に 19万円を加算した金額）以下である者に 対しては、均等割を課さない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の第9条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の住民税について適用し、令和5年度分までの個人の住民税については、なお従前の例による。